

医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い

我が国に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、2年に1度12月31日現在における住所地、従業地、従事している業務の種別等、医師法、歯科医師法、薬剤師法で規定されている事項について、当該年の翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。

本年はその届出年に当たりますので、所定の届出票に記入の上、原則として住所地の保健所まで提出してください。複数の従事先がある場合は、1枚の届出票に主たる従事先及び従たる従事先を記載して提出願います。また、12月31日現在就労していない場合であっても、届出票の提出漏れのないようお願いいたします。

この届出を基に、「医師・歯科医師・薬剤師調査」が実施され、その集計結果は今後の厚生労働行政の大切な基礎資料となります。

また、届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

医師・歯科医師 (<https://licenseif.mhlw.go.jp/search/>)

薬剤師 (<http://yakuzaiishi.mhlw.go.jp/search/>)

なお、届出票の用紙につきましては最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp161019-01.html>) からダウンロードしてください。

厚生労働省